

東部大阪都市計画地区計画の決定（枚方市決定）

都市計画楠葉花園町地区地区計画を次のように決定する

1. 地区計画の方針

名 称		楠葉花園町地区地区計画
位 置		枚方市楠葉花園町、西船橋二丁目 地内
面 積		約 1 4 . 4 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、枚方市北部の京阪樟葉駅に近接する交通利便性の高い地区であり、駅周辺においては、枚方市都市計画マスタープラン上の広域拠点として、都市居住の促進に加え、広域エリアの中心となる商業、業務、医療などの都市機能の集積を図ることとしている。 本地区計画では、駅周辺の立地条件を生かし、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るとともに、多様な都市機能と調和した良好な居住環境を形成し、都市居住の促進を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	本地区では、良好な居住環境を保全するとともに、駅周辺の立地性を生かし、大学、病院及び周辺地域の住民の日常生活を支える生活利便施設等の多様な都市機能の誘導を図る。
	地区施設の整備の方針	（道路） 整備された既存の道路について、区画道路として位置付けることにより、交通機能の維持保全を図る。 （広場） 都市居住における憩いの場として、地域に開かれた広場を整備することにより、賑わいを創出し、ゆとりのある居住環境を形成する。
	建築物等の整備の方針	京阪樟葉駅周辺にふさわしい良好な市街地環境を形成するため、用途の制限、形態又は意匠の制限、緑化率の最低限度及び垣又はさくの構造の制限を定め、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める。

2. 地区整備計画

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路		区画道路①（幅員約1 2 m、延長約3 0 0 m）、区画道路②（幅員約8 m、延長約6 5 0 m）、区画道路③（幅員約6 m、延長約5 4 0 m）			
		広 場		広場（約3， 0 0 0 m ² ）			
	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区	D地区	
		地区の面積	約1 0 ha	約1． 6 ha	約1． 6 ha	約1． 2 ha	
	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）別表第 2 （は）項第 1 号から第 7 号までに掲げるもの (2) 前号の建築物に付属するもの（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。）第 130 条の 5 第 4 号及び第 5 号に掲げるものを除く。）		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 法別表第 2 （に）項第 2 号から第 6 号までに掲げるもの (2) 法別表第 2 （ほ）項第 2 号から第 4 号まで、（へ）項第 3 号から第 5 号まで、（と）項第 4 号並びに（り）項第 2 号及び第 3 号に掲げるもの		次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 法別表第 2 （に）項各号に掲げるもの
	容 積 率 の 最 高 限 度		1 0 分の 3 0	1 0 分の 3 5	1 0 分の 3 0		
	容 積 率 の 最 低 限 度			1 0 分の 2 0			
	建 蔽 率 の 最 高 限 度		1 0 分の 8				
	建 築 面 積 の 最 低 限 度			3 0 0 0 m ²			
	壁 面 の 位 置 の 制 限		建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さが 2 m を超える門若しくは塀は、計画図に示す壁面の位置の制限に反して建築してはならない。				
	建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限		(1) 建築物の外観は、周辺の環境に調和したものとする。 (2) 建築物の外壁は、刺激的な色彩を広い面積にわたって用いないこととする。				
建築物の緑化率の最低限度		1 0 分の 1					
垣又はさくの構造の制限		道路に面して、垣又はさくを設置する場合は、生垣若しくは透視可能なものとし、ブロック塀その他これに類するものは築造してはならない。					

「区域、地区整備計画の区域、地区の区分、地区施設の配置は計画図表示のとおり」